

資材等の飛来・落下事故(平成22年度事故防止重点対策項目)に要注意

- 管内の請負工事で、資材等の飛来・落下により第三者に損害を与える事故が発生しています。
- 現道付近での作業を行う際、現場に資材を存置する際は、第三者への注意を欠かさないようにしましょう。
- また、施工計画について、第三者への配慮がなされているか、今一度確認し、朝礼・KY等で徹底してください。

仮置きしていた看板が強風で飛来

<事故概要>

- 案内看板に土のうを乗せて存置していたが、強風にあおられ飛来し、付近を走行していた第三者車両に接触した。

<事故原因>

- 事故当時は強風注意報が発令されていた。
- 飛来防止として乗せた土のう重量が不十分であった。

立て掛けていた看板を倒して
その上に土のうを置いて看板が
飛ばない様になっていた。

助手席側の側面に接触したとのこと



<事故防止対策案>

- 天候を確認する。
- 看板等を固定するなど、飛来しない措置を講じる。

コンクリートガラを積込み中、鉄筋くずが現道に落下

<事故概要>

- コンクリートガラの積込作業中、バックホウのバケットから鉄筋くずが現道に落下した。その上を第三者車両が通過しボディに傷がついた。

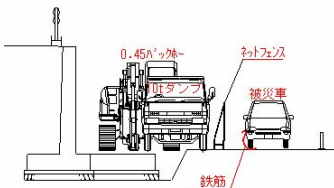
<事故原因>

- バケットから鉄筋くずがはみ出したまま、ダンプへの積載を行おうとしたこと。



<事故防止対策案>

- 現道への飛散について、注意を欠かさない。
- バケットの積込状態（不安定なガラがないかどうか）を確認の上、ダンプへ積載する。



はつり作業中、コンクリート片が通行車両に直撃

<事故概要>

- 片側交互通行規制を行い、橋梁のジョイント撤去に伴うコンクリートはつり作業を行っていた。
- 現場から飛散したと思われるコンクリート片が通行中の車両にあたり、フロントガラスを破損した。

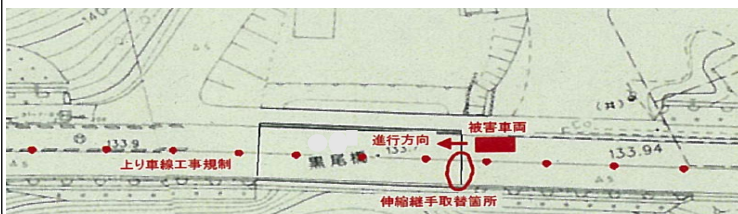
<事故原因>

- コンクリート片が防護ネットを飛び越して飛散したと思われる。
- 防護ネットの高さが不足していたと思われる。



<事故防止対策案>

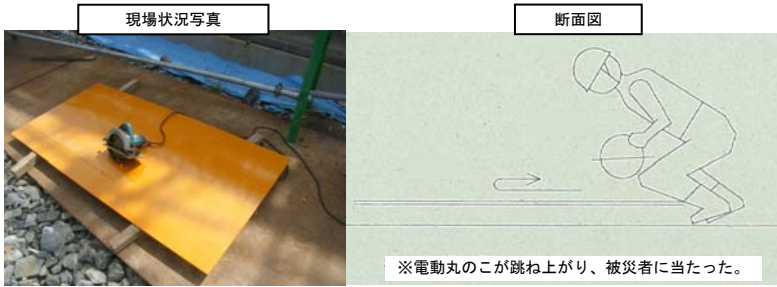
- 十分な高さの防護ネットを設置する。
- 現道を車両が通行中の際は、慎重な作業を行い、コンクリート片が飛ばないように施工を行う。



(裏面につづく)

以下の事例は重大事故につながるおそれがあります

① 電動丸のこ刃で膝を損傷

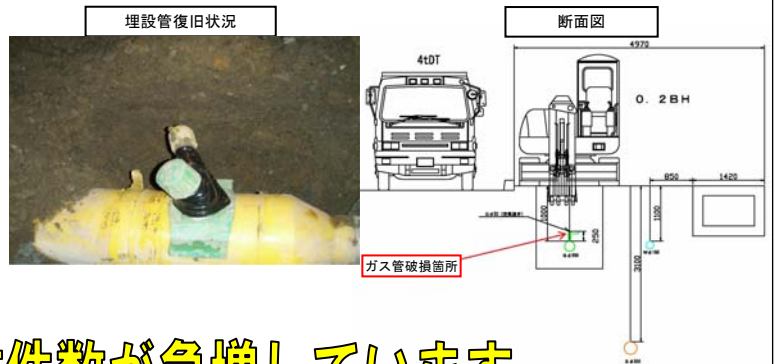


- ・作業員が電動丸のこで合板を長手方向に切断していたところ、手が伸びきってしまったので、電動丸のこのスイッチを切らずに前に移動しようとした。
- ・前に移動した際、電動丸のこが跳ね返り右足の膝上部分を損傷した。

☆厚生労働省より、「建設業等において『携帯用丸のこ盤』を使用する作業に従事する者に対する安全教育の徹底について」（基安発0714第1号、平成22年7月14日）が発出されています。

② 埋設ガス管の空気抜き管を損傷

- ・バックホウで路上掘削を行っていたところ、ガス管の空気抜き管（立管）を損傷した。
- ・なお、事前に管理者から図面は受け取っていたが、空気抜き管の存在について図面への注釈はなく、また施工に当たっての注意・指導等も無かった。
- ・ガス管等の損傷は重大事故に繋がるおそれもあるので、管理者と十分打合せを行い、ガス管近接部の作業には注意してください。

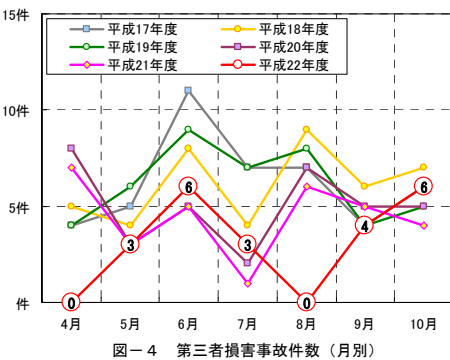
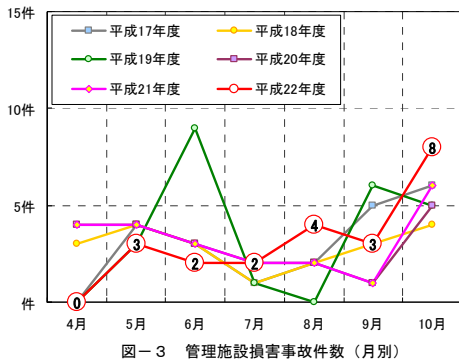
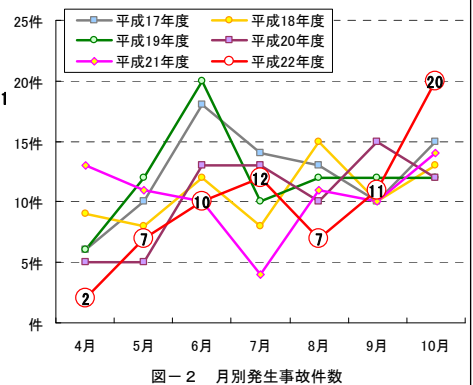
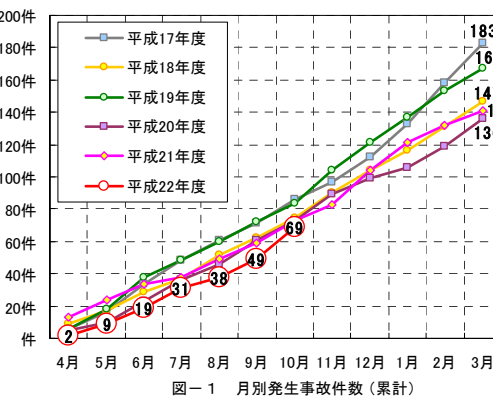


10月に入り事故件数が急増しています

・図-1、2は10月までの月別の事故発生件数をグラフ化したものです。（10月については速報値）

・発生事故は、9月までは例年を下回る件数で推移していましたが、10月に入り事故が20件発生し、事故発生件数は、ほぼ例年と変わらない水準となりました。

・公衆災害が多く発生しており、次に管理施設損害事故及び第三者損害事故のグラフを示します。



・図-3は、月別の管理施設の損害事故発生件数をグラフ化したもので、10月に8件発生しました。

・図-4は、月別の第三者損害事故発生件数をグラフ化したもので、10月に6件発生しました。

・10月に発生した管理施設損害事故、及び第三者損害事故について、主な事故を下記に紹介します。

歩行者信号機を破損（第三者損害事故）

- ・高所作業車旋回の際、歩行者用信号機を破損した。



プルボックスを破損（管理施設損害）

- ・ハンドガイド式草刈機で除草中、プルボックスに接触し、破損した。



高圧線に接近し瞬時停電（第三者損害）

- ・クレーンのブームの延伸を行っていた所高圧線に接近し、瞬時停電を起こした。

